

規制の事前評価書

法令案の名称：危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令案、
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案
規制の名称：リチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し
規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止
担当部局：総務省消防庁予防課危険物保安室
評価実施時期：令和6年10月

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- リチウムイオン蓄電池の電解液は消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）で定める危険物であるため、当該蓄電池を取り扱う場合は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）で定める技術上の基準を満たす取扱所で取り扱う必要がある。電気自動車の普及が進み、リチウムイオン蓄電池の需要が高まる中、当該基準を合理化する要望があることを踏まえ、規制の見直しを行う必要がある。具体的には、以下の①～③の改正を行う。

① 一般取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備【令第19条関係】

危険物を用いた蓄電池の製造又は充放電の作業を専ら行う一般取扱所（定義については令3条参照）に関する規制を合理化するため、位置、構造及び設備の技術上の基準について、総務省令で特例を定めることができるようにする。

② 消火設備の基準に係る特例規定の整備【令第20条関係】

危険物を用いた蓄電池の製造又は充放電の作業を専ら行う一般取扱所及び危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設置しなければならない消火設備の基準について、総務省令で特例を定めることができるようにする。

③ 危険物の運搬における積載方法の特例規定の整備【令第29条関係】

リチウムイオン蓄電池に用いられる電解液のように、運搬容器に収納しなくても運搬の際に漏れ、あふれ、又は飛散するおそれの少ない危険物について、運搬容器に収納せずに積載することができるようにする。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- リチウムイオン蓄電池は、鉛蓄電池等の他の蓄電池に比べ大きな電力をもち、携帯電話、ノートパソコン、電気自動車等に用いられている。リチウムイオン蓄電池の電解液は法で定める危険物（主に第4類の引火性液体の第2石油類が用いられている）であるため、リチウムイオン蓄電池を貯蔵する場合は、他の危険物と同様、法上の危険物規制の対象となる。
- 電気自動車の製造工場等におけるリチウムイオン蓄電池の製造又は充放電の作業は、危険物の取扱いに該当し、一定量以上のリチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等は一般取扱所としての位置、構造及び設備の技術上の基準（建築物の周囲の空地の保有、建築物の壁、屋根、窓、出入口、床の構造に係る規制等）に適合する必要がある。

このため、従来ガソリン車を製造していた工場等（非危険物施設）が既存施設の一部を電気自動車の組立て工場等として使用するには、工場等の全体を一般取扱所の技術上の基準に適合させるために大規模な改修工事を行う必要があり、膨大な金銭コストと時間コストがかかるという業界団体からの指摘があった。

- 規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において、「消防庁は、電気自動車分野で国際競争力が激化する中、欧米での事業環境とイコールフットイングとなることを目指し、国際規格を満たすなど一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の体系・適用の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、安全の確保を前提に、その後速やかに結論を得る。」とされた。また、「一般取扱所におけるリチウムイオン蓄電池の消火設備について、スプリンクラーを消火設備とすることを可能とするため必要な措置を講ずる。」とされた。
- 消防庁では、規制の見直しを行うため、令和 6 年 3 月に「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」を開催し、
 - ・ 一定の安全措置が講じられた一般取扱所においては、リチウムイオン蓄電池に特化した位置、構造及び設備の技術上の基準とすることができる
 - ・ 一定の安全対策を講じた場合には、リチウムイオン蓄電池を容器に収納して運搬する必要はない
 - ・ 一定の出火防止対策が講じられた一般取扱所においては、泡消火設備等に代えて所要の性能を有するスプリンクラー設備を設けることができる旨の報告書（以下「報告書」という。）を取りまとめた。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ① 一般取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備については、危険物を用いた蓄電池の製造又は充放電の作業を専ら行う一般取扱所の基準について、令において総務省令で特例を定めることができるようにした上で、総務省令において、
 - ・ 延焼拡大時における被害が最小限になるような措置（住宅や学校等の施設との間に十分な距離を確保する等）を講ずること
 - ・ 蓄電池は電気用品の安全性に関する技術基準等に適合するものとする
 - ・ 蓄電池の充電率に応じて延焼拡大防止措置等を講ずることとした場合は、一般取扱所に求められている以下の位置、構造及び設備の基準を適用しないこととする。
 - ・ 指定数量の倍数が 10 を超える場合は 5 m の保安空地を設ける。
 - ・ 柱、床、はり及び階段は、不燃材料で作る。
 - ・ 屋根は放爆構造とする。
 - ・ 窓及び出入り口に防火戸（網入りガラス）を設ける。
 - ・ 床は危険物が浸透しない構造とし貯蔵設備を設ける。
 - ・ 可燃性蒸気を排出する設備を設ける。
 - ・ 屋外の液状の危険物を取り扱う設備には、直下の地盤面の周囲に囲いを設け、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設ける。（第 4 類の危険物を扱う場合は、油分離装置を設ける。）
 - ・ 電気設備は防爆性能を有するものとする。
 - ・ 避雷設備を設ける（指定数量の倍数が 10 以上の場合）。
- ② 消火設備の基準に係る特例規定の整備については、危険物を用いた蓄電池の製造又は充放電の作業を専ら行う一般取扱所及び危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設置しなければならない消火設備の基準について、令において総務省令で特例を定めることができるようにした上で、総務省令において、第 2 種の消火設備であるスプリンクラー設備（放水密度は 12mm 毎分以上であること、散水面積は 230 m² 以上であること、放水時間 60 分以上といった基準をみたすもの）の設置を認める。

③ 危険物の運搬における積載方法の特例規定の整備については、リチウムイオン蓄電池に用いられる電解液のように、運搬容器に収納しなくても運搬の際に漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障のないものとして総務省令で定める場合について、運搬の際に容器に収納せずに積載できることとする。具体的には、総務省令において、以下の場合を定める。

- ・ リチウムイオン蓄電池を水が浸透する素材（段ボールなど）で包装し、又は梱包する場合
- ・ リチウムイオン蓄電池をキュービクル式の蓄電池設備で運搬する場合
- ・ リチウムイオン蓄電池を一定の耐火性能を有し、かつ、運搬時等の衝撃に対して十分な強度を有する箱に入れて運搬する場合
- ・ 試験、研究のために用いられる指定数量未満の危険物を用いるリチウムイオン蓄電池を安全に運搬する場合

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

※緩和・廃止のみのため記載せず

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ リチウムイオン蓄電池に対する規制にリチウムイオン蓄電池に適した特例を適用することにより、従来ガソリン車を製造していた工場等（非危険物施設）の既存施設の一部を電気自動車の組立て工場等として利用する際に大規模な改修工事が不要になり、電気自動車分野における国際競争力の向上に寄与する。危険物を用いたリチウムイオン蓄電池の製造又は充放電の作業を行う一般取扱所数は現段階では統計資料はないが、令第19条第2項の規定に基づき基準の特例を定めている施設数は例年把握している。本改正により危険物を用いたリチウムイオン蓄電池の製造又は充放電の作業を行う施設数の項目も新設されるため、今後その件数も追って効果を把握していく。

4 負担の把握

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

「一定の安全措置等が講じられた場合」に認められる緩和であるため、「規制緩和・廃止により顕在化する負担」は発生せず、顕在化する負担はないものと考えられる。

＜行政費用＞

今般の改正により新たに建設される危険物を用いた蓄電池の製造又は充放電の作業を行う一般取扱所での火災件数は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

今回の改正は、事業者からの要望に基づくものであり、かつ、リチウムイオン蓄電池の取扱いを行う事業者にししか関係しないことから、一般社団法人電池工業会等を通じて制度の周知・啓発を行えば十分であり、一般向けの周知用ポスターやパンフレット等を作成する予定はない。

＜その他の負担＞

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考になっている
- ☐ その他

(具体の理由：)

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 一定の安全措置が講じられた一般取扱所においては、リチウムイオン蓄電池に特化した位置、構造及び設備の技術上の基準とすることができる。
- ・ 一定の安全対策を講じた場合は、リチウムイオン蓄電池を容器に収納して運搬する必要はない。
- ・ 一定の出火防止対策が講じられた一般取扱所においては、泡消火設備等に代えて所要の性能を有するスプリンクラー設備を設けることができる。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会（令和5年6月27日、令和5年12月20日、令和6年3月11日）

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-137.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 本改正の施行状況を踏まえ、施行後5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。